



都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

平成14年2月12日

世田谷区長 大場 啓



1 都市計画の種類

東京都市計画道路 区画街路世田谷区画街路第10号線

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

世田谷区北沢二丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

世田谷区都市整備部都市計画課及び北沢総合支所街づくり部街づくり課

4 縦覧期間

平成14年2月12日から平成14年2月26日まで

5 意見書の提出先

世田谷区都市整備部都市計画課